

平成27年1月20日

## 第31回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第 3 1 回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成 2 7 年 1 月 2 0 日 (火) 午後 3 時 3 0 分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

### 1 議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定  
について (所有権移転分)  
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	22 番 委員	23 番 委員
24 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

なし

1 活動休止委員

15 番委員 21 番委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後3時30分

事務局	<p>全員ご起立願います。          一同礼。          指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。          (唱和)          ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第31回指宿市農業委員会を開会いたします。          本日の議事録署名委員に「2番委員」と「3番委員」を指名いたします。          早速議題に入ります。          「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。          議案書の1ページから2ページになります。          (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)          以下については、お目通しください。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          次に、「報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>議案書の3ページになります。          (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)          今月の議案第5号、売渡の3番に関連がありますが、理由といたしましては、HWとRMとの協議の結果、RMに名義が変更になったためであります。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。          事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。

事務局 4ページをお開きください。  
今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案10件です。  
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)  
番号2以下については、お目通しください。  
今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
ご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。  
それでは、議案第1号のうち、所有権移転分についてご審議願います。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局 次に、議案第1号のうち、利用権設定分をご議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

議長 はい、議長。

事務局 はい、事務局。

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての説明をいたします。  
議案書の7ページから15ページになります。  
今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案35件です。内訳は、新規の利用権設定が31件、再設定が4件、合計の面積は50,658㎡となっています。  
以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。  
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から10番についてご審議願います。  
これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

32番委員

1番から4番については、32番委員をお願いします。

はい。

番号1から4につきましては、私と1番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、これまでも、借入地にて農業を行ってきました。今回、規模拡大をしたいということで、新たに利用権の設定をします。

オクラ20a、スナップエンドウ8a、キャベツ16aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約350万円を目指しています。

農機具等については、知人から必要分は借り受ける予定で、労力については、農繁期には妻の協力を得ながら一緒に経営していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。以上です。

議長

5番・6番については、13番委員をお願いします。

13番委員

はい。

番号5、6につきましては、私と3番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。申請人はこれまで、福岡の方で会社員として仕事をしておりましたが、昨年末に帰郷し、初めて農業を始めるあたり、利用権の設定をします。

オクラ10a、実エンドウ10a、スナップエンドウ10aの栽培を計画しており、目標年間販売高、約330万円を目指しています。

農機具等については、必要分は友人等から借り受け、労力については妻の協力を得ながら経営していくとのことです。

営農計画書を資料の2ページに添付しています。以上です。

議長

7番・8番については、10番委員をお願いします。

10番委員

はい。

番号7、8につきましては、私と17番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人はこれまで、会社勤めをしていましたが、昨年退職し、今回初めて利用権の設定をし、農業経営をします。

オクラ20a、スナップエンドウ20aの栽培を計画しており、目標年間販売高は約350万円を目指しています。

農機具等については、必要分は親から借り受け、労力についても農繁期は妻、親類等の協力を得て、両親の指導を受けながら、経営していくとのことです。

議長  
6 番委員

なお、営農計画書を資料の 3 ページに添付しています。以上です。  
9 番・10 番については、6 番 今村信幸委員にお願いします。

はい。

番号 9, 10 につきましては、私と 2 番委員とで調査をいたしました。  
貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案に  
お示しのとおりです。

申請人は、農業大学校を卒業後、種子島の酪農家で 1 年半の研修を終え、  
11 月から両親の指導を受けながら就農しています。今回、独立して、利  
用権の設定をし、借り入れ地を取得して経営を始めるということです。

主に自家用の飼料作物を作付し、黒毛和牛 30 頭を飼育していく予定で  
す。

農機具等については、すでに必要分は所有しており、労力についても両  
親の協力を得ながら経営していくとのこと。

なお、営農計画書を資料の 4 ページに添付しています。以上です。

議長

ただいまの説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番から 10 番については原案のと  
おり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 番から 10 番については、  
原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、利用権設定分の 11 番から 34 番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第 1 号のうち、利用権設定分の 11 番から 34 番については原案の  
とおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 11 番から 34 番につい  
ては、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、利用権設定分の 35 番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第 25 条の規定により、20 番委員の退  
席を求めます。

(20 番委員の退席を確認する。)

委員  
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の35番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の35番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(20番委員の復席を確認する。)

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

20番委員  
議長  
小委員長

はい、議長。

はい、20番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

1月9日の転用調査時に、17番、20番、24番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から4番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番は売買、4番は贈与による申請でございます。

4番の贈与は兄弟間の贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の5ページから20ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

23番委員  
議長 はい、いいですか。  
はい、23番委員。

23番委員 この、資料の3条調書ところで、譲渡人と譲受人が逆になっていませんか。1番と2番です。

議長 ご指摘のとおり、逆だそうです。ご訂正をお願いします。  
議案書のとおりです。  
ほかに、ご意見等ございませんか。

委員  
議長 「なし」の声あり。  
議案第2号の1番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長 「異議なし」の声あり。  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(31番委員の復席を確認する。)

次に、議案第2号の2番から4番について、ご審議願います。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長 「なし」の声あり。  
議案第2号の2番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長 「異議なし」の声あり。  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号の2番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る、意見決定並びに許可及び諮問決定について」を、議題といたします。  
これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

20番委員  
議長 はい、議長。  
はい、20番委員。

小委員長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について  
これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農業用倉庫です。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、農用地区域内農地で不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、山川支所から南西へ1,145m行った所の農地で、東と北は道路、西と南は畑に接しています。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、転用はやむを得ないものと判断いたします。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、牛舎と作業所兼休憩所と堆肥舎です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、不許可の例外である農業用施設等に該当いたします。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、池田小学校から北へ756m行った所の農地で、東は水路、西は山林、南は里道、北は畑に接しています。

申請人は、現在、牛舎11棟、堆肥舎2棟を保有し、保育牛500頭、肥育牛100頭を飼育しています。今回、牛舎2棟を建築し、保育牛100頭を増頭する計画です。また、畜産経営環境保全意見書も畜産係に提出済みです。

土地の形状については、現状で、周辺には防護柵を設置し、雨水は自然流下にて処理し、また、牛舎から出る汚水については、オガクズに十分吸着させ、堆肥舎へ搬入の上、堆肥化して処理することです。

隣接農地から、緩衝地を設け、日照及び通風等には十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませ

委員  
議長

んか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

20番委員  
議長

はい、議長。

はい、20番委員。

小委員長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、向吉公民館から南西へ145m行った所の農地で、東は国道、西と北は宅地、南は水路に接しています。ソーラーパネル枚数122枚、発電出力は30kWです。

土地の形状については、現状で、周囲は防護柵を設置する予定です。周囲に農地がないことから、営農への影響はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、農家住宅と農業用倉庫と通路です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の24ページをお開きください。

申請地は、徳光公民館から南西へ1,293m行った所の農地で、東、南、北は畑、西は道路に接しています。

平成26年12月26日に農用地区域からの除外の承認を得、今回、農家住宅と農業用倉庫と通路を建築するものです。

土地の形状については、切土を1.8mし、よう壁を設けるとのことです。日照及び通風等には十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、二月田駅から500m以内にある農地であることから、第2種農地の500m以内農地に該当いたします。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、二月田駅から北西へ443m行った所の農地で、東と北は雑種地、西は宅地、南は境内地に接しています。

現在、経営している大衆浴場の駐車場が手狭になったことから、隣地である申請地を購入し駐車場として転用するものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。周辺に農地がないことから、営農への影響はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、二月田駅から500m以内にある農地であることから、第2種農地の500m以内農地に該当いたします。

資料の26ページになります。

申請地は、二月田駅から北西へ430m行った所の農地で、東と北は宅地、西と南は畑に接しています。

義理の母より申請地を使用貸借して、既存の住宅から、渡り廊下をつけて住宅を建築するものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。隣接地への土砂の流出等がないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、市役所から300m以内にある農地であることから、第3種農地の300m以内農地に該当いたします。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、市役所から北へ267m行った所の農地で、東は道路、西と北は田、南は里道に接しています。ソーラーパネル枚数158枚、発電出力は38.55kWです。2mの鉄骨を建てて、その上にパネルを設置するものです。

土地の形状については、現状で、周囲は防護柵を設置する予定です。周囲に農地がありますが、不耕作地であるため、営農への影響はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、五郎ヶ岡公民館から東へ88m行った所の農地で、東は道路、西と南は宅地、北は畑に接しています。申請地を父より使用貸借のうえ、一般住宅を建築するものです。

土地の形状については、盛土を1.2mし、境界ブロックについては設置予定です。北側に畑がありますが、譲渡人の畑であることから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

30番委員 はい、議長。

議長 はい、30番委員。

30番委員 番号2番ですが、IKさんは、会社役員となっていますよね、勉強不足ですみませんが、農家住宅を作れるんですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 会社役員と書いてあったので、会社役員で書きましたけど、兼農業です。マンゴー農家でですね、父が経営する牛舎があるそうで、そちらの方も、いっしょにやっているそうです。

30番委員 それと前は、住所が鹿児島になっていなかったですかね。

事務局 はい、議長。

議長 事務局	はい、事務局。 農家住宅の場合は、市内在住じゃないといけないというのが、あるものですから、鹿児島市和田町の住所になっていた時点で、住所を変更しないと農家住宅は建てられませんよと、指導いたしまして、今回開聞仙田の方に異動したところでございます。
30番委員 議長	はい、分かりました。 ほかにございませんか。
32番委員 議長	はい、議長。 はい、32委員。
32番委員 事務局 議長 事務局	4番なんですけど、帆北さんは南さつま市の住所ですが、申請地の地図で見ると、隣に同じ名前があるのですがどういうことでしょうか。 はい、議長。 はい、事務局。 帆北さんの住宅はあるのですけれども、帆北さんの奥さんのお母さんが、高齢のために、今度新しく家を建てる所に、帆北さんといっしょに住宅を建てるということです。渡り廊下を付けてという説明があったと思うのですが、建築許可基準に違反していて、1軒の場合は、今現在通路が2mあってもいいのですけれども、新しい住宅を建てるとなると、通路が4mないと、建築許可が下りないということで、既存の住宅から渡り廊下を付けて、一般住宅を建てるのであれば、許可になるということで、渡り廊下を付けて、一般住宅を建てるということです。
32番委員 議長	はい。分かりました。 いいでしょうか。 ほかにございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、「議案第5号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。
事務局 議長	事務局に議案の説明を求めます。 はい、議長。 はい、事務局。

事務局 20ページから22ページになります。  
 今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は9件です。  
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)  
 なお、見取り図及び地積図につきましては、資料の29ページから30ページに載せてあります。  
 番号2以下につきましては、お目通しください。  
 なお、見取り図及び地積図につきましても、資料の31ページから52ページに添付してありますので、ご参照ください。  
 次に農用地あっせん申し出のうち、買受、借受・希望をご説明いたします。23ページから24ページをお開きください。件数は8件です。  
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)  
 番号2から8につきましては、お目通しください。  
 なお、21ページの7番につきましては、ハウスの中にマンゴーがあります。

議長 以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。  
 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。  
 ご質疑、ご意見等はございませんか。

2番委員 はい、いいですか。

議長 はい、2番委員。

2番委員 番号6ですが、地図を見ますと、昔の地図かなと思ったりするんですが、このままでいいのか、その辺の確認をしていただきたいと思います。  
 基盤整備事業が入っているから、これとは、違うのかなと思ったりするのですが、開闢の場合は、特に田んぼが出てきた場合は、注意が必要だと思います。

24番委員 はい、議長。

議長 はい、24番委員。

24番委員 今、現地は、ありません。だから今2番委員が言われたように、基盤整備後の図面をお願いしたいと思います。

2番委員 今日、土地改良区に連絡して、今の新しい番号が分かれば、それで分かりますので。現在地が分からないと、あっせんのしようがないので。

24番委員 はい、いいですか。

議長 はい、24番委員。

24番委員 この後、あっせんの担当委員が決まると思うので、決まった時点で、そちらの方と、連絡すればいいと思います。

議長 ほかにございませんか。

23番委員 はい、いいですか。

議長  
23番委員 はい、23番委員。  
報告第2号のあっせん申し出の取下げが、ありましたよね。申出人が、HWさんですね、こちらの3番は、RMさんと、説明は聞いたんですけども、これは、個人間の売買でやったのですか。詳しくお願いします。

議長  
事務局 はい、事務局。  
詳しく申しますと、昨年7月18日の議案で、HWさんが、売りのあっせん申請をあげたのですが、今までも申請をあげた時は、名義人でなくても申請はあげられます。  
売買が決まった時点で、登記名義人を売りの申請人に直してくださいと、お願いはしてあります。  
この、報告2号については、事務局の方で、登記簿謄本で確認をしないといけなかったのですけれども、和田さん本人が、登記が自分に移転したということでしたので、法務局に申請をあげましたところ、法務局から、この土地は、RMさん名義ということで、不受理になったため、RMさんに確認を取りましたら、RMさん名義であるということでありました。  
和田さんと松元さんと事務局とで話をした結果、登記名義人のRMさんが、売りのあっせんを出した方がいいということで、協議がまとまりましたので、今回、取下げと申請と同時にあげたところでございます。

議長  
事務局 はい、議長。  
はい、23番委員。  
あっせんをかける時に、名義が変わっていなければ、後でトラブルの元になるから、やりにくいなあとは、どうなのかな、事務局がいいと言えどうしょうもないけど。

議長  
事務局 はい、事務局。  
前、あっせん申出をあげた時に、申出人の名義でない場合も、受けた方がいいということで、その時点で、その名義でないのを突き返したら、その登記名義変更代も、7、8万円かかるものですから、売れないのに名義だけを直せるものかというのがあったものですから、名義人でなくても、受付はしております。  
先月から、あっせん委員になった方には、登記簿謄本を付けております。  
本来は、23番委員さんが指摘されたように、登記簿謄本を添付してもらって、そして、あっせん活動に入ると、これが後々問題が起こらない事ですので、そういう形で、今後は取り扱っていくということにしております。

議長  
事務局 ほかにございませんか。  
「なし」の声あり。

委員  
議長

このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

はい、議長。

はい、事務局。

事務局  
議長  
事務局

売渡、貸付の

番号1は28番と25番委員。 番号2は28番と25番委員。

番号3は3番と13番委員。 番号4は1番と32番委員。

番号5は9番と14番委員。 番号6は24番と2番委員。

番号7は24番と30番委員。 番号8は30番と6番委員。

番号9は10番と3番委員。

買受、借受の、

番号1は9番と14番委員。 番号2は5番と3番委員。

番号3は12番と13番委員。 番号4は13番と12番委員。

番号5は31番と29番委員。 番号6は3番と10番委員。

番号7は2番と27番委員。 番号8は22番と6番委員。

番号8は、南九州市ですけれども、隣接市ということで、受付をしています。

ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

議長

(各委員了解あり)

委員  
議長

議案第5号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにございませぬか。

はい、議長。

はい、14番委員。

14番委員  
議長

前の分ですけど、ちょっと、教えてください。

兄弟間贈与の分で、16ページ4番です。

14番委員

相続の場合は、相続人が農家でなくても出来ると、私は思っているんですけれども、贈与の場合兄弟間で、農家でなくても贈与が出来るのですかね。

はい、事務局。

議長  
事務局

現在の耕作面積が2,275㎡で、今回の分を合わせると3反を超えるということです。

勘違いしていました。分かりました。申し訳ないです。

ほかにございませぬか。

14番委員

はい、議長。

議長	はい、16番委員。
16番委員	休憩をお願いします。
議長	暫時休憩とします。
16番委員	(休憩)
議長	休憩前に引き続き審議を再開いたします。 ほかにございませんか。 「なし」の声あり。 ほかになれば、その他に入ります。
委員	その他について、事務局の説明を求めます。
議長	はい、議長。
	はい、事務局。
事務局	その他(議案25ページを参照して説明)
議長	1. 結婚祝い金の贈呈について
事務局	2. 一時使用届出について
	3. 1月の行事報告
	4. 2月の行事予定
	5. その他
	・農業者年金の件について 推進記録簿の提出期限 1月末まで提出をお願いします。
事務局	・印紙税について あっせん等で売買契約した時の契約書に貼り付ける印紙の額、改正について説明。
	・農地中間管理機構の農地貸出調査について 1月15日に旧指宿地区2, 200世帯に農地の貸出調査を依頼しました。今後、山川、開聞に、2月にかけて貸出調査を依頼します。 27年度になりましたら、その調査に基づいて、担い手農家に貸出募集をして、農家さんに地図や現地を見せたりして、借りる意思があれば、県の地域振興公社に書類を上げて、県の審査会で書類が通って、さらに国の許可が出たら、協力金を貰えるということになります。
	・一時使用届出について補足説明 25ページの株式会社ジオサーマルエンジニアリングが、地熱用機材搬入の使用届が出ているんですが、温泉のボーリングをしたら、泉熱が低くて、増掘をしなければならないので、増掘の申請を今から出して、許可後にボーリングするとなると、3ヶ月の一時使用届の更新で、6ヶ月になるんですけども、6ヶ月では、工事が完了できないということなんですけれども、皆さんの方で、工事が完了するまで、一時使用届を出すようにす

ればいいということであれば、そのようにやっていきたいのですけれども、いかがでしょうか。

・農業委員の活動記録日誌の記入について依頼。

先ほどの、一時使用届出の件はどうでしょうか。

「その取扱いでいいと思います。」の声あり。

(各委員了解あり)

ほかにありませんか。

「なし」の声あり。

ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第31回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後4時56分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員2番委員

議事録署名委員3番委員

議長  
委員

議長  
委員

議長

事務局

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

